

○浜田市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手續)

第2条 条例第4条第2項各号の規定による連署は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第8項の規定の例によりその委任を受けた者に記載させることができるものとし、同条例第4条第2項第1号の書面は審査請求書（様式第1号）とし、同項第2号の書面は審査請求書（様式第2号）及び審査請求署名簿（様式第3号）とし、これを議長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、議長に事故があるときは、副議長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、議長及び副議長ともに事故があるときは、議会運営委員会が指名する者に提出しなければならない。

(審査請求署名簿の確認)

第3条 議長又は前条第2項若しくは第3項の規定により審査請求書の提出を受けた者（以下「代理者」という。）は、条例第4条第1項の規定により市民（同項の市民をいう。以下同じ。）から審査の請求があったときは、浜田市選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿に連署した者が市民であるかどうかの確認を求めるものとする。

(審査請求書の補正等)

第4条 議長又は代理者は、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について審査し、審査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、条例第12条第2項に規定する審査請求者（以下「審査請求者」という。）にその補正を求めることができる。

2 議長又は代理者は、審査請求者が前項の補正命令に従わないときは、当該審査請求を却下することができる。

(審査会の会長及び副会長)

第5条 浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、審査会において互選する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の4分の3以上で決する。

(審査会の委員の除斥)

第7条 審査会の委員は、自己若しくは2親等以内の親族に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その審査に参加することができない。

(その他の契約等の範囲)

第8条 条例第3条第1項第8号の請負には、一般物品納入契約及び物品修理等に係る契約を含むものとする。

2 条例第3条第1項第5号のその他の契約には、土地、建物等の貸借契約を含むものとする。

(資産報告書等の提出範囲)

第9条 条例第8条第2項の規定に基づき審査会が提出を求める資産報告書等の内容は、次に掲げるもののうち、審査会が指定するものとする。

(1) 資産の内容

ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価格

イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価格

ウ 不動産に関する権利(借地権等) 権利の種類、契約期日及び価格

エ 動産 価格が100万円以上の動産(自動車、船舶、航空機、書画、骨董及び美術工芸品等。ただし、生活に通常必要な家具、じゅう器、衣類等を除く。)の種類、取得の時期及び価格

オ 預貯金 預貯金の預入金融機関名及び金額

カ 有価証券等 公債又は社債の名称、種類及び額面金額の総額、株式の銘柄、株数、取得の時期及び総額並びに時価総額、その他の出資先、出資の時期及び出資総額

キ 信託に関する権利 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量及び額面金額の総額

ク 貸付金及び借入金 貸付金及び借入金の明細、契約期日及び金額

ケ ゴルフ会員権 クラブ名及び口数

(2) 地位及び肩書の内容

ア 企業その他の団体のすべての地位及び肩書

イ 公職を引いた後の雇用に関する契約その他取決めについての条件

(3) 収入、贈与及びもてなしの内容

ア 給与、報酬、事業所得、配当金、利子、賃借料、謝礼金、講演料、原稿料、年金その他これらに類する収入の出所及び金額。ただし、市から支給されるもの及び一出所当たり3万円未満のものを除く。

イ 贈与及びもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等)の出所、内容及び価格又は金額。ただし、一出所当たり3万円未満の贈与及びもてなしを除く。

(4) 税等の納付状況

ア 所得税及び事業税の納付状況

イ 市県民税の納付状況

- ウ 固定資産税の納付状況
- エ 国民健康保険料（税）の納付状況
- オ 自動車税（軽自動車税含む。）の納付状況
- カ その他普通地方公共団体に関する使用料等の納付状況
（期限の特例）

第10条 条例第12条第1項の審査結果の報告期限が浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

（庶務）

第11条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年6月20日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審査会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、議長が招集するものとする。

附 則（令和3年7月7日議会訓令第2号）

この訓令は、令和3年7月7日から施行する。

附 則（令和5年9月29日議会訓令第1号）

この訓令は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年3月25日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

審査請求議員

氏名

氏名

審 査 請 求 書

浜田市議会議員政治倫理条例第4条の規定により、下記のとおり審査を請求します。

記

1 審査対象議員の氏名

2 審査請求の理由

3 添付資料

(1) 当該違反に係る事実を証する資料

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

審査請求代表者
住所
氏名

審査請求書

浜田市議会議員政治倫理条例第 4 条の規定により、下記のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 審査請求の理由
- 3 添付資料
 - (1) 審査請求署名簿
 - (2) 当該違反に係る事実を証する資料

様式第3号（第2条関係）

審査請求署名簿

浜田市議会議員政治倫理条例第4条の規定により、審査対象議員に係る審査を請求するため、署名します。

なお、浜田市議会議長が、浜田市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録されている者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

番号	氏名	生年月日	住所	浜田市議会議員政治倫理条例施行規程第2条第1項の規定に基づく代筆をした場合 代筆者の住所・氏名・生年月日	有効・無効
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	

(注) 1 署名欄は、各署名簿に通じる一連番号を付してください。

2 署名する方は、自署願います。心身の故障その他の事由により署名ができない場合は、浜田市議会議員政治倫理条例第4条第1項及び浜田市議会議員政治倫理条例施行規程第2条第1項の規定に基づき浜田市内に選挙権を有する方が代筆することができます。